

告 示

埼玉県告示第九百九十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

一般国道十七号に係る基準点測量

二級基準点測量

四級基準点測量

三級水準測量

三 作業地域

埼玉県上尾市本町五丁目、埼玉県桶川市大字加納地内

四 作業期間

令和二年八月十七日から令和三年一月二十九日まで